

お取引の規定の変更のお知らせ

株式会社 大光銀行

当行は、政府による「反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議）に基づき、各種規定に反社会的勢力に関する規定を定めております。

今般、以下の規定につきまして内容を変更するとともに、今まで定めていなかったお取引につきましても追加することといたしました。

現行規定と併せて、本規定を適用させていただきます。

【規定改定日】

平成24年12月5日より

*改定日以前にお取引いただいたお客さまにも、改定後の規定を適用させていただきます。

【対象規定】

規定の変更	普通預金規定、普通預金（照合表口）、総合口座規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定	
規定の追加	通知預金規定	
	定期預金規定書	定期預金共通規定
	財産形成預金規定	財産形成預金規定（一般財形預金）、財形年金預金規定、財形住宅預金規定
	積立型定期預金規定	積立型定期預金スーパーどんどん規定 定額積立型定期預金<どんどん>規定
	スーパー積金規定	

【変更および追加する規定内容】

- 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - この預金の預金者が譲渡・質入れの禁止に関する条項に違反した場合
 - この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任をこえた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為